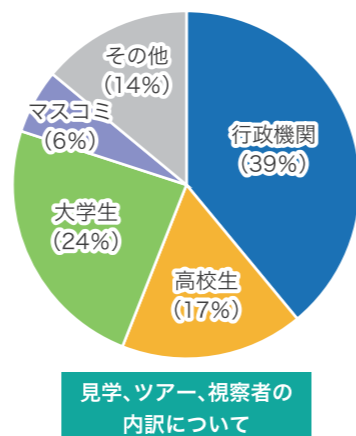


4. 除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動について

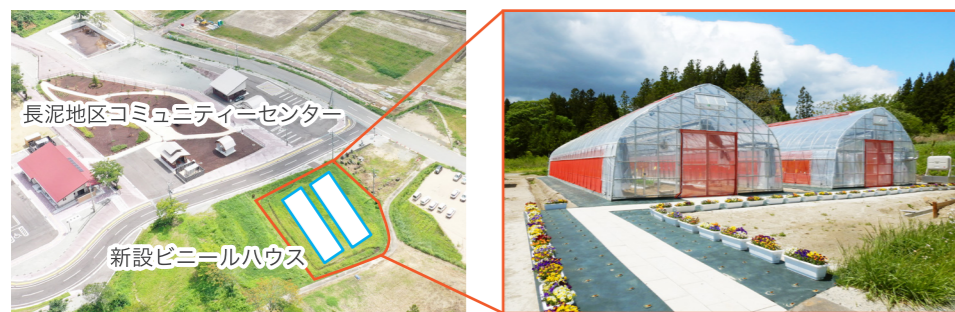
○ 長泥地区環境再生事業に係る理解醸成活動

- 環境再生事業では、長泥地区の皆様にご協力を頂きながら、再生利用の現状や得られた成果について現地見学会などを通じて発信しています。また、再生利用に係る全国的な理解醸成活動を展開してまいります。
- 具体的には、①見学やツアー、視察などの対応、②広報コンテンツの作成、③各種媒体を通じた情報発信を実施し、現地に来られた方からは、「現場を見学し、有効に活用できるものだとわかった。県外の方へも知識が深まれば良いと思う。」等のコメントが得られています。
 - ・ 見学、ツアー、視察については、令和5年度は3月までに、のべ1,246名が参加しました。
 - ・ 令和5年度の長泥地区環境再生事業の一般の方向け見学会（一般見学会）は、5月から11月までに8回開催し、153名の見学がありました。



○ 令和6年度 新設ビニールハウスにおける取組

- 新設ビニールハウスにおいて花きを栽培し、長泥地区環境再生事業の理解醸成において活用していきます。
- 栽培した花きを活用した加工品等を作成し、見学者への配布を行います。
 - ・ リース、花束ミニブーケ、押し花カード作成及び配布、花いっぱいフラワーコンテスト参加等
- 新設ビニールハウスを活用した花き栽培や4工区での水田や畑地転換に関する試験等を通し、地元の皆様のご意見をいただきながら、再生利用についてのさらなる理解醸成を進めていきます！



花きの種類(予定)

トルコギキョウ、ストック、カンパニュラ、カスミソウ、マリーゴールド、キンギョソウ、アルストロメリア、スターチス、ミックスマスフラワー、ランキュラス、ピオラ、パンジー等

長泥地区環境再生事業に係る理解醸成の一環として令和5年度に設置。仕様:2棟設置(開口7.2m×27m 面積A=194.2㎡(58.9坪)×2)

協議会での議論

- 協議会で各委員から出された主な意見・要望
 - ・ 農産物を出荷し生業として完結しないと復興とはならない。そこまでの道筋をわかりやすい言葉を使いつつ、時系列で示すべき。
 - ・ 環境省の理解醸成活動と長泥地区の復興事業の次元が違うのでは。運営協議会を別の会議にしていかなないと、後の成果には結びつかない。
- 環境省からは、
 - ・ 環境再生実証事業の先には、営農の再開があり、この事業の先まで含めて、どういうスケジュールになるか、関係機関等とともに考えていきたい。
 - ・ 長泥地区の未来をどう描き実現していくのかという意見が重きを置いてきており、議論する場について、村とも相談しながら検討していきたい。



第16回運営協議会の様子

飯舘村長泥地区運営協議会便り

Vol.7



水田試験

花き栽培



畑地転換試験

理解醸成



- ① 苗の植え付け ② 水田生育調査 ③ 協働での稲の刈り取り ④ 玄米の等級検査 ⑤ カスミソウ間引き ⑥ トルコギキョウ花殻除去
⑦ ダイズの生育調査 ⑧ ダイズ検実英数測定 ⑨ 水田試験エリア見学 ⑩ 放射線測定体験 ⑪ 出前講座

編集者むらやまから後記



長泥地区環境再生事業エリアは、令和5年5月に避難指示が解除となってから1年が経過しました。新たにコミュニティセンターの近くにビニールハウスを設置し、花き栽培を始めました。引き続き、福島県内外から多くの方に訪れてもらえるよう、地元の方のご意見をいただきながら、再生利用についてのさらなる理解醸成を進めていきます！

(令和6年7月)

こんにちは！



編集者むらやま

環境省福島地方環境事務所のむらやまです。
令和6年3月27日(水)開催の第16回運営協議会の内容についてご紹介します。

以下について報告しました。

1. これまでの成果と展望
2. 環境再生事業の工場の状況
3. 環境再生事業の水田試験等
4. 除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動

長泥地区運営協議会の詳細はコチラ



1. これまでの成果と展望について

○ 環境再生事業で得られた成果について

運営協議会の委員の皆様をはじめ、飯舘村や長泥地区の皆様のご理解とご協力を賜り、環境再生事業を進めてくる中、得られた成果については以下のとおりです。

- 農地として必要な機能が確保できたことを確認できました。
 - ・ 実用規模の水田及び水田から転換した畑地における排水性、生育状況の確認等
- 農地盛土造成工事や農作業、農作物の放射線に関する安全性を確認できました。
 - ・ 敷地境界の空間線量率や作業者の累積被ばく線量、飛散流出防止のための覆土の有効性等
 - ・ 栽培した園芸作物や水稲への放射性セシウムの移行率
- 見学、ツアー、視察等を通じ、環境再生事業を知ってもらう機会を創出できました。

○ 今後の展望について

- 長泥地区の環境再生及び地域の復興を支援
 - ・ 1工区の予備設計、2～4工区において維持管理に当たっての具体的な方法、分担の整理及び営農再開に向けた連携、長泥地区での取組の情報発信を行ってまいります。
- 環境再生事業での成果を活用し、再生利用の本格化に向けた取組を実施
 - ・ 造成工事を行う上での技術的なルールや留意事項の整理、再生利用に係る全国的な理解醸成を進めてまいります。

2. 環境再生事業の工事の状況について

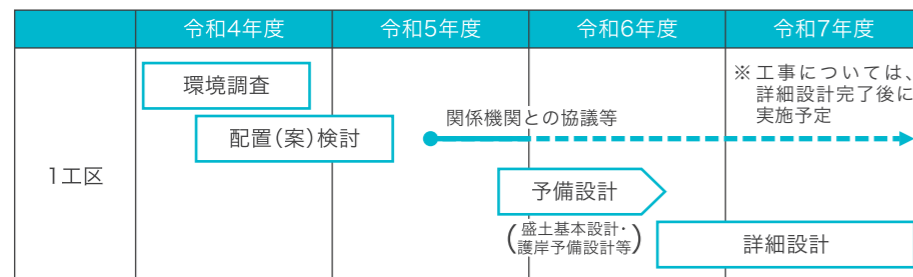


○ 再生資材盛土等工事の進捗(令和5年4月に盛土等工事を概ね完了)

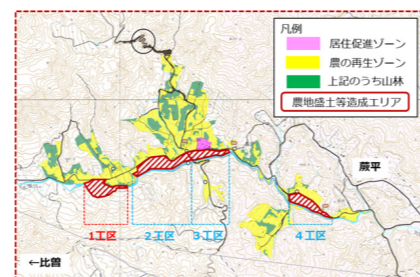
- 準備工: 令和2年7月に開始し、令和3年12月に完了しました。
- 擁壁工: 令和2年11月に開始し、令和4年8月に完了しました。
- 盛土工: 令和3年4月に着手し、進捗は以下のとおりです。
 - ・ 1工区及び2工区の一部(水田試験エリア①(2-5工区))を除き、再生資材の盛土は完了しました。
 - ・ 4工区は、令和5年4月に伊達市及び二本松市の作土を覆土2層目に利用して完了しました。
 - ・ 2工区、3工区は、覆土1層目(山砂(遮へい土)20cm)が令和5年4月に完了しました。
- 今後は、4工区の暗きょ設置、2工区、3工区の盛土(覆土2層目)及び暗きょ設置を実施する予定です。

○ 1工区については、現在、設計を実施中

- 環境調査については、令和4年度に完了しました。
- 1工区の配置計画(案)に基づき、比曾川の改修ルート(案)を含めた再生利用事業について関係機関との協議及び地元への説明を実施しております。
- 令和6年2月末に「令和5年度飯舘村長泥地区環境再生事業予備設計業務」を契約し、測量や設計等を進めながら、関係機関との協議や地元への説明を継続して行う予定です。



※令和6年3月時点の予定スケジュール



農地盛土等造成エリアの位置

3. 環境再生事業の水田試験等について

○ 水田試験エリア① (2-5工区)

- 暗きょ管の上の土をモミガラに置換えて透水性・排水性改善を図るとともに、稲わらすき込み回数が異なる区画を設けて、3年目の水田試験を実施しました。透水性・排水性の改善が確認できました。
- 暗きょ管の上の土のモミガラ置換えや弾丸暗きょを施工することで透水性・排水性の改善を図り、令和3～4年度に水田として使用した区画を畑地に転換し、湿害影響の出やすいダイズ、飼料用トウモロコシの栽培試験を行いました。透水性・排水性も改善され、ダイズは福島県の目標収量を大きく上回り、飼料用トウモロコシ(サイレージ)は目標収量と同程度でした。
- 水稲(玄米、もみ、稲わら)、ダイズ、飼料用トウモロコシの放射性セシウム濃度(137Cs)について、基準※1を大きく下回る結果でした。

○ 水田試験エリア② (4工区)

- 盛土が完了した実用規模の水田においてこれまで試験で得られた結果を踏まえ、暗きょ構造及び配置間隔による試験を行い、透水性・排水性の改善が確認できました。
- 残りの暗きょ工事については、上記の結果を基に設置する予定です。
- 水稲(玄米、もみ、稲わら)の放射性セシウム濃度(137Cs)について、基準※1を大きく下回る結果でした。

※1	玄米・ダイズの基準(一般食品)	飼料(飼料用トウモロコシ)の暫定許容値
	100Bq/kg	牛及び馬 ⇒ 100Bq/kg (黄熟期サイレージもこの値が適用)
	もみ・稲わらの基準(農業資材)	豚 ⇒ 80Bq/kg
	400Bq/kg	家きん ⇒ 160Bq/kg

工区・作物別放射性セシウム濃度(137Cs)※2									
(2-5工区)		(Bq/kg)		(Bq/kg)		(Bq/kg)		(4工区)	
水稲	(参考値)	飼料用トウモロコシ	ダイズ	水稲					
	R4年度	R3年度							
玄米	0.4	0.5	0.4	黄熟期(雌穂)	0.5	子実	4.7	玄米	0.6
もみ	1.0	1.0	1.3	黄熟期(茎葉)	1.9	茎葉	3.6	もみ	0.8
稲わら	1.6	3.5	6.6	完熟期(子実)	0.5			稲わら	2.2
				完熟期(茎葉)	5.9				

※2 本データの放射能濃度(137Cs)は、ゲルマニウム半導体検出器(*)を用いて測定。
 (*) 福島県の緊急時環境放射線モニタリングの分析手順では、測定時間2,000秒、検出下限値を概ね5～10Bq/kgとしていますが、上記は、測定時間54,000秒、検出下限値を0.05～1.4Bq/kgで測定。

○ 令和6年度事業計画(案)

- 令和6年度は、引き続き農地の機能(排水性等)や安全性が確保されていることについての継続した検証、維持管理に当たっての具体的な方法、分担など確認するため、以下の区画で栽培試験を実施します。また、栽培試験は、福島県内外から長泥地区環境再生事業を視察・見学等で訪れる方への理解醸成のツールとしても利活用します。なお、栽培する作物等については、関係者の皆様のご意見を踏まえ選定しています。

- <402-1>
 - ・ 令和5年度に実用規模の水田試験を実施した農地(402-1)において、水田試験(2年目)と転換畑試験を実施します。
- <406>
 - ・ 実用規模の傾斜畑において、栽培試験を実施します。

